

## 早島町不妊治療費助成事業のご案内

早島町では、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減し、治療を受けやすい環境を整えるために、不妊治療に要した費用の一部を助成します。

○助成の対象となる方(次の要件のすべてに該当する夫婦(事実婚も含む)が対象となります)

1. 保険医療機関で不妊治療を行うための治療計画の作成を受けていること
2. 夫婦どちらかまたは両方が、治療開始日から申請日まで早島町に住民登録があること
3. 町税の滞納がないこと
4. 同一の治療にかかる医療費に対して他の自治体から補助を受けていないこと
5. 治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること

### ○対象となる治療

医療保険が適用される体外受精および顕微授精等(生殖補助医療)

生殖補助医療のために行われた男性不妊治療(精巣または精巣上体から直接精子を採取する手術)を含む  
令和8年4月1日以降に治療開始(治療計画作成)したものに限り(当該治療計画作成のための受診に係る医療費も含む)  
 治療計画に基づく採卵術等から胚移植術等までの一連の治療過程を1回の治療をして扱う(別表治療ステージA~F)

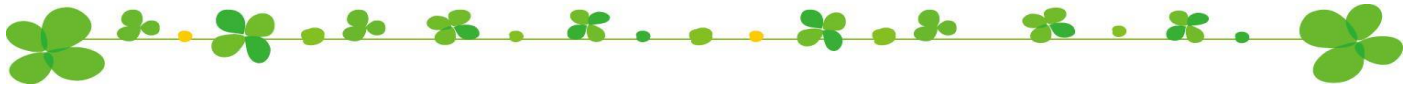
#### 【別表】

治療ステージ	治療内容	採卵まで					胚移植						助成対象範囲	
		(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵	採精(夫)	(前培養・媒精) 受精 (顕微授精)・培養	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				(胚移植のおおむね2週間後)
							胚移植	黄体期補充療法		(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法		
	平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日		7~10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施													
B	凍結胚移植を実施*													
C	以前に凍結した胚を凍結して胚移植を実施													
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E	受精できず 又は胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F	採卵したが卵が得られない、 又は状態のよい卵が得られないため中止													
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													

\* B:採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合をいう。  
 ※ 採卵準備前に男性不妊治療(治療ステージ「C」を除く。)を行った結果、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も補助の対象とする。  
 ※ 助成金の交付申請は、「1回の治療」ごとに行うこと。  
 ※ 「1回の治療」とは、胚移植を目的とした治療計画に基づく、採卵術(採卵術を実施するための準備を含む。)等から、胚移植術(胚移植術の結果の確認を含む。)等に至るまでの一連の治療過程をいう。  
 また、以前に行った体外受精・顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も「1回の治療」とする。  
 A、B、C:医師による妊娠判定検査を行うまで(妊娠したかどうかは問わない)。  
 D、E、F:やむを得ず医師の判断により治療を終了又は中止するまで。

⇒裏面へ





## ○助成金額および回数の上限

区分	助成金額	助成回数
保険診療	1回の治療(一連の治療過程)につき、医療機関へ支払った医療費の自己負担額  ※上限10万円 ※治療に係る院外処方がある場合は、薬局へ支払った額を含む ※高額療養費・付加給付の支給がある場合は、自己負担額からその金額を除く	1子ごとに (治療期日の妻の年齢) 40歳未満:通算6回まで 40歳以上43歳未満:通算3回まで

\*マイナ保険証を利用してください。

利用していない場合は、不妊治療開始前に、必ず「限度額適用認定証」または適用区分が記載された「資格確認証」を取得してください。これらの書類を医療機関や薬局の窓口で提示することで、窓口単位での1か月の支払いを所得に応じた上限までに抑えることができます。

\*付加給付制度の有無や要件等については、加入している医療保険者へお問い合わせください。

\*申請を行う前に、高額療養費と付加給付の支給額を確定させてください。

## ○申請方法(治療1回ごと(一連の治療過程)に申請)

申請期限:治療が終了した日が属する年度の3月31日まで

ただし、高額療養費の還付手続き等でやむを得ず間に合わない場合は、治療が終了した日から6か月以内

申請方法:下記の必要書類を早島町役場1階(4番窓口)こども未来課へ郵送またはご持参ください。

必要書類 ①早島町不妊治療費助成申請書(様式第1号)※夫婦どちらかが記入

②早島町不妊治療費助成事業受診証明書(様式第2号)※保健医療機関の医師が記入

③早島町不妊治療費助成事業調剤証明書(様式第3号)※院外処方がある場合、薬局が記入

④高額療養費や付加給付の支給決定通知書 ※保険者からの支給がある場合

⑤住所の確認ができる書類(マイナンバーカード、免許証等)

⑥夫婦であることを証明する書類 ※夫婦が住民票上で別世帯の場合等は戸籍謄本

⑦事実婚関係に関する申立書(様式第4号) ※事実婚の場合

⑧申請者名義の振込口座の確認できる書類

⑨医療機関および薬局(院外処方の場合)で発行された領収書及び明細書(治療開始から終了までのもの)



問い合わせ・書類提出先

〒701-0303

早島町前湯360-1

早島町役場 1階(4番窓口) こども未来課 こども家庭センター

Tel:(086)482-2480

